⑵　追加弁済

ア　清算業務終了時において、清算株式会社が有する現預金から、清算結了までに発生する一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を弁済するために必要な金額を控除し、なお残高が存する場合は、⑴に基づく弁済により基準債権額全額の弁済を受けた一般債権者を除く一般債権者に対し、当該残額を非保全債権残高プロラタで按分して支払う。

イ　アによる弁済を行った場合は、⑴に基づく免除は、当該追加弁済額を限度として⑴に基づく弁済時に遡って効力を失う。

（別紙省略）

福岡地方裁判所第４民事部

監督命令

平成２６年（再）第１号

埼玉県入間市宮寺368番地

再生債務者　株式会社大生技建

1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2　監督委員　埼玉県川越市菅原町３―６　新井賢治法律事務所　弁護士　新井　賢治

平成26年９月25日

さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再）第２号

埼玉県入間市宮寺2763番地７

再生債務者　株式会社ホームプラン

1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2　監督委員　埼玉県川越市菅原町３―６　新井賢治法律事務所　弁護士　新井　賢治

平成26年９月25日

さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再）第１９号

大阪府泉佐野市住吉町30番地１

再生債務者　関西ヌードル株式会社

1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2　監督委員　大阪市中央区北浜１丁目８番16号大阪証券取引所ビル　北浜法律事務所・外国法共同事業　弁護士　中森　　亘

3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。

⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）

ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）

イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄

ウ　財産の譲受け

エ　借財、手形割引又は保証

オ　民事再生法第49条１項の規定による契約の解除

カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ

キ　和解及び仲裁合意

ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認

ケ　別除権の目的である財産の受戻し

コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結

⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為

ア　重要な財産の処分及び譲受け

イ　多額の借財

⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）

ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）

イ　⑴のイからコまでに掲げる行為

平成26年９月22日

大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２６年（再）第２号

長野県上田市国分１丁目３番37号

再生債務者　永井プラスチツク工業株式会社

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成26年９月25日　　長野地方裁判所民事部

平成２６年（再）第３号

長野県上田市国分１丁目３番37号

再生債務者　永井金型工業株式会社

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成26年９月25日　　長野地方裁判所民事部

再生手続廃止

平成２５年（再）第１号

京都府綾部市栗町平田31番地

再生債務者　株式会社マルテック

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には民事再生法194条に定める事由が在る。

平成26年９月22日

京都地方裁判所第５民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２４年（再）第１号

静岡県焼津市中新田1610番地

再生債務者　有限会社アクティ水産

1　主文　本件再生手続を廃止する。

保全管理人による管理を命ずる。

2　保全管理人　静岡市葵区伝馬町９―10　ＮＴビル601　静岡・市民法律事務所　弁護士　伊藤みさ子

3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。

平成26年９月25日

静岡地方裁判所民事第２部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第１２３号

千葉県船橋市本町１丁目８番６―306号

再生債務者　松本　翔太

1　決定年月日時　平成26年９月22日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年10月14日まで

4　一般異議申述期間　平成26年10月27日から平成26年11月10日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（再イ）第１１４号

千葉県八千代市高津857番地３

再生債務者　菅　賢二郎

1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年10月15日まで

4　一般異議申述期間　平成26年10月29日から平成26年11月12日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（再イ）第８４号

埼玉県北足立郡伊奈町栄４丁目86番地４

再生債務者　大沢　　勝

1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年10月16日まで

4　一般異議申述期間　平成26年10月30日から平成26年11月６日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第８７号

さいたま市南区大字大谷口2538番地10

再生債務者　秋山　勝利

1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年10月16日まで

4　一般異議申述期間　平成26年10月30日から平成26年11月６日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第１０６号

千葉市緑区鎌取町2808番地56

再生債務者　白坂　雅史

1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年10月16日まで

4　一般異議申述期間　平成26年10月30日から平成26年11月13日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係